

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年10月25日（火）

担当課：こども部 保育家庭課

件 名：民間保育所運営費補助金における「障害児保育事業費」の額の変更について				
提出理由：県の「民間保育所運営費補助金交付要綱」に定める「障害児保育加算」の廃止に伴い、本市の「障がい児保育事業費」の額を変更したいため				
内 容： 1 背景 ・現在、本市では、「民間保育所運営費補助金交付要綱」に基づき、民間保育所が運営上行う保育士の雇用や障がい児保育に係る経費を対象とした補助金を交付している。 ・また、障がい児保育に係る補助金は、障がいの程度に応じて交付される「障がい児保育事業費」（全額市費）と軽度の障がい児のみを対象とした「障害児保育加算」（市費1/2、県費1/2）の2種類となっている。 ・平成18年度に障がい児保育に対する国庫補助金が廃止され、平成19年度以降、障がい児保育に係る経費は、障がいの程度にかかわらず、全額地方交付税措置となった。 ・これに合わせ、神奈川県は「障害児保育加算」に対する補助金を平成24年度に廃止することを決定し、平成22年度から段階的に補助金の削減を開始した。 （平成22年度1／3削減、平成23年度2／3削減、平成24年度廃止） ・こうした状況の中、平成22年7月の経営会議において、平成23年度までは、県補助金の削減分を市で負担し、平成24年度以降の対応については、他市の状況などを踏まえ、改めて検討することが確認された。 2 課題 ・平成21年4月に改定された国の「保育所保育指針」では、障がいのある子どもが他の子どもとともに成長するよう指導することを求めている。市として、障がい児保育について、適切な対応を図る必要がある。	・本市の民間保育所における障がい児の入所者数は、平成21年度12人、平成22年度15人、平成23年度9人（各年度4月1日現在）となっている。 ・平成24年度に県の「障害児保育加算」が廃止されると、民間保育所における障がい児保育の実施を維持することが困難となる恐れがある。 3 基本的な考え方 ・平成24年度以降の障がい児保育に対する補助金について、障がい福祉の観点や障がい児保育の質の維持のため、現行並みを維持していく。 ・軽度の障がい児保育に対する補助額は、平成23年度の「障がい児保育事業費」及び「障害児保育加算」の合計額に相当する額とする。 <table><tr><td>障がい児保育事業費（軽度） 74,140円【市費】</td></tr><tr><td>障害児加算単価 57,292円【県・市】</td></tr><tr><td>合計 131,432円</td></tr></table> ➡ 障がい児保育事業費 130,000円【市費】 ※補助額は月額一人当たりの単価 ・「大和市民間保育所運営費補助金交付要綱」を改正し、平成24年4月1日から施行する。 ・県に対しては、引き続き、当該補助金の削減の見直しについて要望を行っていく。 4 軽度障がい児保育の必要経費 平成24年度 14,040千円 ※上記金額のうち、1,032千円が市費負担の増加額（対前年度比）。 ※平成23年度4月1日現在の障がい児数（9人）により算出	障がい児保育事業費（軽度） 74,140円【市費】	障害児加算単価 57,292円【県・市】	合計 131,432円
障がい児保育事業費（軽度） 74,140円【市費】				
障害児加算単価 57,292円【県・市】				
合計 131,432円				
経 過 H21.9 県から「障害児保育加算」廃止等の考え方について通知 H22.3 県「民間保育所運営費補助金交付要綱」の一部改正（H22.4.9受領） H22.9 「大和市民間保育所運営費補助金交付要綱」の一部改正（H22.4.1から適用）	今後の予定 H23. 12 「大和市民間保育所運営費補助金交付要綱」の一部改正（H24.4.1から施行）			